

岐阜市長良川鶉飼伝承館

指定管理者募集要項

令和3年7月

岐阜市ぎふ魅力づくり推進部
観光コンベンション課

目 次

1	募集の趣旨	1
2	基本的な運営方針	1
3	応募資格	1
4	指定期間	2
5	施設の概要	2
	(1) 名 称	
	(2) 所在地	
	(3) 施設の構成・規模・構造	
	(4) 運営状況	
6	指定管理者が管理する施設の管理運営形態等	6
	(1) 管理運営形態	
	(2) 管理基準	
	(3) 業務の推進体制	
	(4) 業務の範囲	
	(5) 権利義務の譲渡の禁止	
	(6) 業務の再委託の制限	
	(7) 自主事業	
	(8) リスク分担に対する方針	
	(9) 指定の取消し等	
	(10) モニタリングの実施	
	(11) 業務を実施するにあたっての留意事項	
7	指定管理に関する経費	13
8	指定管理者の審査・選定の方法	15
	(1) 基本的な考え方	
	(2) 審査方法	
	(3) 審査結果	
	(4) 選定方式	
9	協定書の締結	18
10	指定までのスケジュール	18
11	応募手続等	19
	(1) 申請書類等の提出方法等	
	(2) 提出書類	
	(3) 質問の受付	
	(4) 応募に関する留意事項	
12	問い合わせ先及び書類の提出先	20
[別紙]	「提出書類一覧」及び「様式」	21

1 募集の趣旨

ぎふ長良川の鵜飼文化を発信する拠点として、文化の伝承及び観光の振興に寄与することを目的とする岐阜市鵜飼伝承館（以下、「鵜飼伝承館」という。）の管理運営について、地方自治法第244条の2第3項及び岐阜市長良川鵜飼伝承館条例（以下、「条例」という。）第6条の規定に基づき、施設の設置目的を効果的、効率的に達成することができる指定管理者を募集します。

平成15年6月の法改正により導入されました指定管理者制度は、市議会の議決を経て、市が指定する法人その他の団体が施設の管理を代行するものであり、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、一層の住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

鵜飼伝承館の管理運営にあたっては、来館者の満足を獲得する高い品質を持ったサービスの提供が求められるとともに、広報マーケティングの積極的な推進による交流人口の拡大を目指しています。

指定管理者は、公正かつ適正で、より効果的、効率的な管理運営の下、設置理念に基づき管理運営を行うとともに、来館者の意見や要望を管理運営に反映することなどが必要となります。

2 基本的な運営方針

(1) 管理運営方針

鵜飼伝承館は鵜飼の迫力ある映像や実物大のジオラマ等により、その魅力を紹介するとともに、交流人口を拡大することを目的とした飲食及び地域特産物等の提供、その他施設の設置目的を達成するために必要となる事業を展開しています。

このように鵜飼伝承館は、【“長良川の鵜飼”を「護り」「伝え」「広める」活動を通じて人々が集い交流する場】を使命とし、来館者に様々なサービスを提供する重要な役割を担っており、指定管理者の創意工夫により、効率的・効果的な管理運営を図りながら、来館者へのサービスを向上させることを基本的な運営方針とします。

（鵜飼伝承館の管理運営の方針）

- ・岐阜市の伝統文化“長良川の鵜飼”の魅力を発信
- ・鵜飼を核とした通年型観光拠点の創造
- ・市民との協働ステージの創出
- ・持続可能な事業運営システムの構築

(2) 管理運営の条件

鵜飼伝承館の管理運営にあたっては、下記の管理運営基準を守っていただきます。

- ① 平等な利用の確保
- ② 施設等の適切な維持管理
- ③ 鵜飼伝承館の効用の最大限発揮
- ④ 施設管理経費の縮減
- ⑤ 個人情報保護
- ⑥ 利用者意見の反映
- ⑦ 関係法令の遵守及び鵜飼伝承館利用者の安全確保
- ⑧ 館長及び学芸員を置くこと
- ⑨ 市及び関係機関との連絡調整
- ⑩ 年度ごとの事業計画書及び事業報告書の作成

3 応募資格

応募資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- (1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体で、地域の実情や岐阜市民をはじめとする利用者ニーズに対するサービス提供に精通している団体であること。
- (3) 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。
- (4) 管理運営のために必要な甲種防火管理者の資格及び学芸員の資格を有すること。
- (5) 文化又は観光の紹介を目的とした資料等の常設展示（展示室の延床面積が500㎡以上）を行う、恒久的に設置された施設（博物館、美術館、記念館等）の実務運営を2年以上行った実績があること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の規定に該当しない団体であること。
- (7) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- (9) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- (10) 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
- (11) 市税等の滞納がない団体であること。

※コンソーシアム（複数の法人・団体により構成する企業連合等）の際の注意事項

- ① 複数の法人・団体により構成するコンソーシアムによる応募も可能としますが、同一の法人・団体が同一の施設に応募する複数のコンソーシアムへ参加することはできません。
- ② コンソーシアムで応募する場合は、代表する法人（以下「代表構成員」という。）を定めていただきます。
- ③ 法人格を持たない団体については、コンソーシアムの構成員となることはできますが、その代表構成員になることはできません。
- ④ 構成員が応募資格を喪失した場合、コンソーシアムとしても応募資格を喪失したものとします。
- ⑤ 上記(1)、(3)及び(6)～(11)については、コンソーシアムの構成員がすべて満たすものとします。
- ⑥ 上記(2)については、コンソーシアムの代表構成員が、(4)及び(5)については、コンソーシアムの構成員のいずれかがそれぞれ満たすものとします。
- ⑦ コンソーシアムで応募する場合は、別紙様式第3号の1から4までの書類の提出が別途必要です。

4 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とします。

5 施設の概要

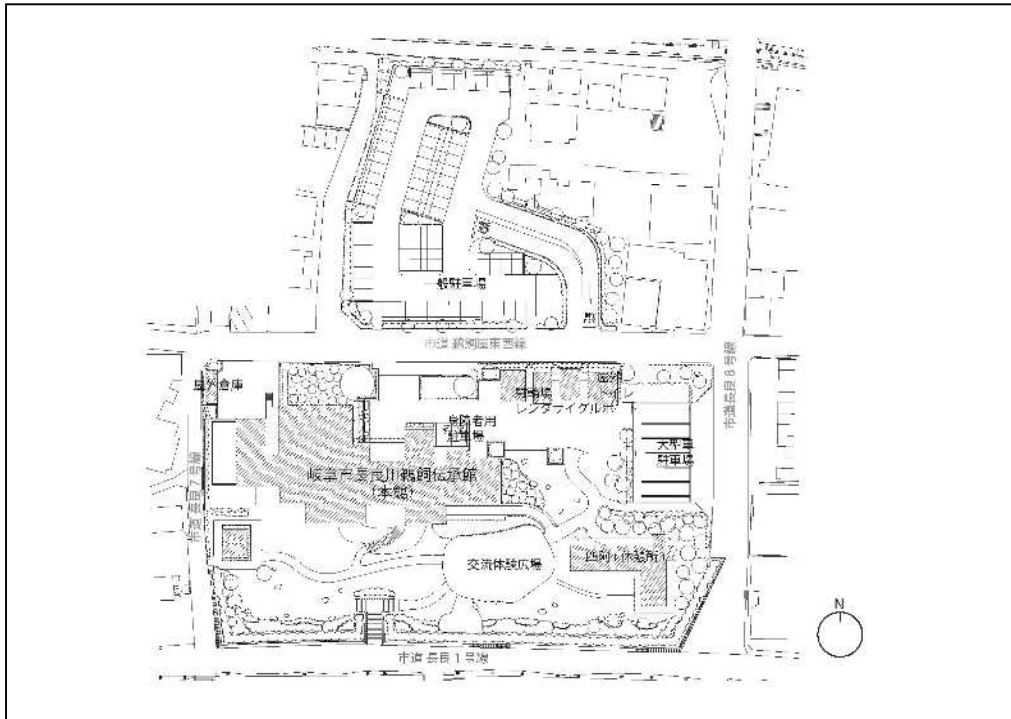
- (1) 名 称
岐阜市長良川鶺鴒伝承館（愛称：長良川うかいミュージアム）
- (2) 所在地
岐阜市長良 51 番地 2
- (3) 施設の構成・規模・構造
 - ① 敷地面積 10,420.92㎡

②延床面積 2,268.85 m²

③施設構成

施設		面積（延床面積）	備考
本館		1,888.1 m ²	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建て
四阿（あずまや）		186.4 m ²	鉄骨造1階建て
駐輪場及び屋外トイレ		148.0 m ²	鉄筋コンクリート造1階建て
鶴の生態展示コーナー		29.2 m ²	鉄骨造1階建て
屋外倉庫		17.3 m ²	鉄筋コンクリート造1階建て
交流体験広場		354.0 m ²	
駐車場	一般駐車場	2,856.6 m ²	67台
	大型車駐車場	257.6 m ²	6台
	身障者用駐車場	40.8 m ²	2台

<施設配置図>

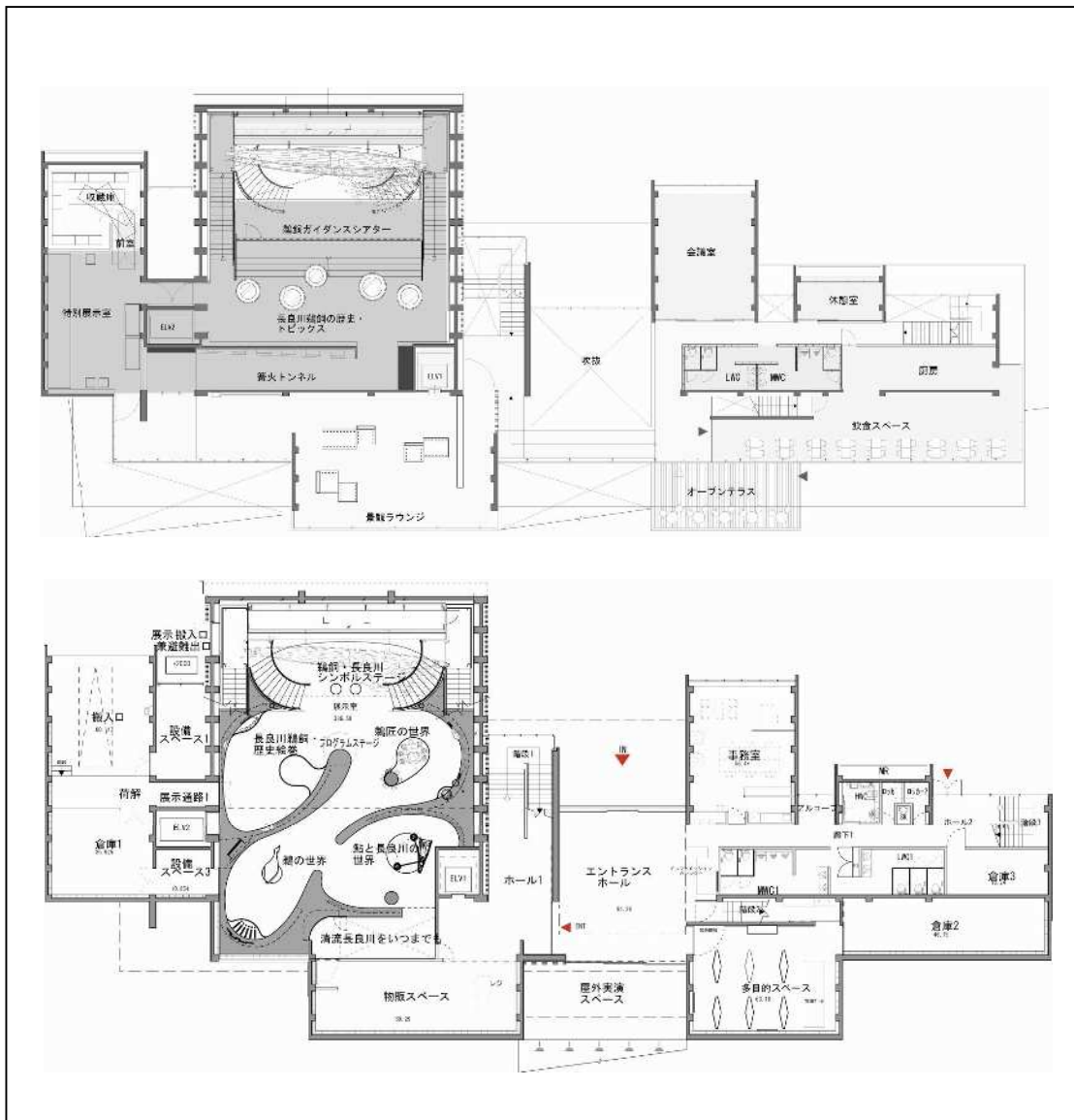


④本館の施設内容

施設名		面積	備考
展示室	常設展示室	544.6 m ²	
	特別展示室	59.8 m ²	
会議室		56.8 m ²	
多目的スペース		64.5 m ²	
屋外実演スペース		34.6 m ²	
物販スペース		63.1 m ²	
飲食スペース		110.0 m ²	厨房を含む
オープンテラス		26.4 m ²	

景观ラウンジ	161.4 m ²	
事務室等	95.9 m ²	事務室、休憩室、ロッカー等
収蔵庫	36.4 m ²	
倉庫等	169.6 m ²	搬入口、通路、倉庫等
設備スペース	50.3 m ²	展示設備、建物設備スペース
その他	414.7 m ²	ホール、廊下、トイレ等
合計	1,888.1 m ²	

<施設平面図>



(4) 運営状況

① 事業・業務の内容

- ・施設の運営に関する業務
- ・施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・貸室業務及び受付業務
- ・市長が必要と認める業務

② 来場者数と展示室観覧者数

(単位：人)

	来場者数												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和2年度	481	985	3536	4597	6193	5821	8256	8403	5870	3769	6379	5582	59872
令和元年度	9707	13191	11979	14793	24221	12404	14333	6825	5908	3611	8259	3412	128643
平成30年度	9100	11263	10353	14696	22099	14522	11045	12927	7562	4157	7277	5988	130989
平成29年度	6584	12574	11792	22902	31280	16560	14130	13942	9065	4781	4721	8725	157056
	展示室観覧者数												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和2年度	70	176	829	1504	2072	2093	2973	2817	963	433	1344	1261	16535
令和元年度	2002	3870	4465	4937	7658	4994	4720	3237	1516	1044	1743	795	40981
平成30年度	2503	4096	4066	5265	7183	5503	4496	4706	1626	1259	1859	1775	44337
平成29年度	1778	3732	3778	6690	8769	5695	4983	3326	1428	1281	1629	2452	45541

③ 岐阜市と指定管理者との年次協定締結時の収支予算

(単位：千円)

	収入		支出
	利用料金	委託料	
令和3年度	36,321	93,169	129,490
令和2年度	34,613	93,656	128,269
令和元年度	32,336	93,287	125,623
平成30年度	28,878	93,458	122,336
平成29年度	28,878	93,458	122,336

※消費税及び地方消費税の率は、令和元年度9月30日以前は8%、10月1日以降は10%で算出

④ 指定管理者の収支決算

(単位：千円)

	収入		支出
	利用料金	委託料	
令和2年度	9,858	107,503	117,361
令和元年度	24,716	92,873	116,006
平成30年度	24,739	92,909	117,179
平成29年度	27,247	93,458	118,883

※消費税及び地方消費税の率は、令和元年度9月30日以前は8%、10月1日以降は10%で算出

なお、令和元年10月1日以降の利用分のうち、令和元年度9月30日以前に予約があったものについては、その消費税差額分を令和元年度の委託料にて補填

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症等の影響により利用料金収入が減少したことから、委託料を増額し、不用額を精算

6 指定管理者が管理する施設の管理運営形態等

※詳細は別添の「岐阜市長良川鶴飼伝承館指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照。

(1) 管理運営形態

本施設は利用料金制度を導入して管理運営していただきます。

① 利用料金制度とは

一般的に、施設を利用したときの料金は、「使用料」として市の収入としています。利用料金制度は、市ではなく、その施設の指定管理者の収入とする制度です。

また、利用したときにかかる料金の額は、条例に定められた範囲内で、市長の承認を受けて指定管理者が設定することとします。利用者が支払った料金は、指定管理者が自分の収入として受け取り、施設の運営に充てることとなります。

② 利用料金等の設定について

利用料金は条例第 13 条第 2 項に定める範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て決定します。料金の算定方法や納付方法の詳細については、応募時に提案していただきます。

利用料金及び利用時間の設定に当たっては、利用者にとって使いやすい設定に心がけ、次の点に留意してください。

会議室の利用時間並びに、多目的スペース、四阿（あずまや）及び交流体験広場（以下「多目的スペース等」という。）の利用時間については、午前・午後・夜間の利用区分を設けてください。

③ 利用料金の減免について

利用料金の減免については、岐阜市長良川鶴飼伝承館条例施行規則（以下「規則」という。）第 13 条を適用していただきます。

<規則第 13 条要旨>

施設	ケース	減免額
展示室	身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者が観覧する場合	免除
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が観覧する場合	免除
	都道府県又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市から療育手帳の交付を受けている者及びその介護者が観覧する場合	免除
	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 1 項の規定により特定医療費の支給認定を受けている者及びその介護者が観覧する場合	免除
	岐阜県家庭の日を定める条例（昭和 42 年岐阜県条例第 11 号）第 2 条第 1 項に規定する家庭の日に中学生以下の者（中学生以下の者とその家族が同伴する場合にあっては、中学生以下の者及びその同伴する家族）が観覧する場合	免除
	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定に基づき設置された幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づき設置された児童福祉施設（以下これらを総称して「学校等」という。）で市内に所在するものの幼児、児童及び生徒並びにこれらの引率者が、教育、保育等の目的のため観覧する場合	免除
	学校等の幼児、児童及び生徒で市内に居住するものが観覧する場合	免除

	上記のほか、市長が特に必要と認めた場合	市長がその都度定める金額
会議室等及び多目的スペース等	指定管理者が共催する事業で市長が承認するものために会議室等及び多目的スペース等を使用するとき	免除
	上記のほか、市長が特に必要と認めた場合	市長がその都度定める金額
駐車場	身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者が運転し、又は同乗している自動車を駐車させる場合	5 割相当額
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が運転し、又は同乗している自動車を駐車させる場合	5 割相当額
	都道府県又は地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市から療育手帳の交付を受けている者が運転し、又は同乗している自動車を駐車させる場合	5 割相当額
	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 7 条第 1 項の規定により特定医療費の支給認定を受けている者が運転し、又は同乗している自動車を駐車させる場合	5 割相当額
	上記のほか、市長が特に必要と認めた場合	市長がその都度定める金額

※端数は 10 円未満切り捨て

④利用料金の返還について

利用料金の返還については、規則第 15 条を適用していただきます。

<規則第 15 条要旨>

ケース	返還額
天災その他使用者の責めに帰すことのできない事由のため展示室又は会議室等若しくは多目的スペース等の利用ができなかった場合	全額
使用者から使用しようとする日（複数日使用するときは、その最初の日をいう。）の 7 日前までに使用取消しの届出又は使用変更の申請があった場合	全額又は利用料金の変更が生じた場合における過納となった額
上記のほか、指定管理者が特に必要と認める場合	その都度指定管理者が定める額

(2) 管理基準

①開館時間等

規則第 2 条により、指定管理者が市長の承認を得て定めますので、鶺鴒伝承館の設置目的を考慮し、提案してください。

但し、展示室及び物販スペースは午前 9 時から午後 5 時まで、飲食スペースは午前 11 時から午後 9 時までは、基本的に営業することを前提としてください。（飲食スペースの夕食の営業については予約時のみ営業も可能とします。）

※指定管理者は、開館時間の延長等を提案することができます。また、ぎふ長良川の鶺鴒の開催期間中（5 月 11 日から 10 月 15 日まで）と期間外の開館時間等を変更することもできます。

②休館日

規則第 3 条により、指定管理者が市長の承認を得て定めますので、鶺鴒伝承館の設置目的を考慮し、提案してください。

但し、展示室及び物販スペースはぎふ長良川の鶺鴒の開催期間中、原則無休を前提としてください。

③使用許可の基準

鶺鴒伝承館の使用許可は条例第 9 条に基づいて行い、会議室及び多目的スペース等は、同一の

者が引き続き7日を超えて使用することは、指定管理者が特に必要があると認めたとき以外で
きません。また、次のような場合には使用を許可してはなりません。

- ・公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- ・集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- ・建物又は付属設備若しくは備品等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- ・上記3点に掲げるもののほか、鶉飼伝承館の管理上支障を来すおそれがあるとき。
(なお、使用許可の受付は、使用開始日の6ヶ月前の日の属する月の初日から行います。)

④個人情報等の取扱・情報公開の推進

管理、運営の際に知り得た個人情報等については岐阜市個人情報保護条例・同施行規則に基づ
き取扱に十分注意し職員に周知徹底を図ってください。それ以外のものについては岐阜市情報公
開条例・同施行規則に基づき積極的に情報公開に努めてください。

なお、個人情報の漏えい等の行為には、岐阜市個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場
合があります。

また、防犯カメラを管理するにあたっては、岐阜市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱(平
成24年3月15日決裁)に基づき、管理業務を実施していただきます。

⑤目的外使用の基準

今回公募する施設は、財産の分類上、行政財産として区分されています。この行政財産は施設
の設置目的又はその用途以外に使用することができません。しかし、その用途又は目的を妨げな
い限度において使用を許可するとされており、このことを行政財産の目的外使
用許可といいます。この使用許可は、市長のみが行使できる権限であり、指定管理者が行うこ
とはできません。

目的外使用許可の基準に該当する申請や疑義がある申請が直接指定管理者にあった場合につ
いては、指定管理者が判断するのではなく、速やかに岐阜市観光コンベンション課へ引き継いで
ください。

指定管理者が次に掲げる目的で施設を使用する場合は、目的外使用の許可を得てください。但
し、目的外使用に該当するかどうか疑義がある場合は、岐阜市観光コンベンション課と協議して
ください。

- ・指定管理者の業務の範囲以外で、自らの負担で自主事業等を実施する場合は、事前に市の承諾
を得るものとし、その内容が目的外使用に該当すると認められるとき。
- ・指定管理者が当該施設に利用者の利便を図る等の理由により、自らの広告物掲示等を行うとき。
- ・上記のほか施設の設置目的又は用途を妨げない範囲で施設を使用するとき。

<参考：岐阜市公有財産規則による目的外使用許可の基準>

- ・公の学術調査若しくは研究又は公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に一時的に使用
させるとき。
- ・水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められ
るとき。
- ・災害その他緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させるとき。
- ・国、地方公共団体その他の公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業に供するため、
やむを得ないと認められるとき。
- ・市の事務若しくは事業又は市の企業の遂行上やむを得ないと認められるとき。
- ・その他市長が当該行政財産の用途又は目的を妨げないと認めるとき。

⑥災害発生時の指定管理者の対応について

- 1 鶉飼伝承館は、岐阜市地域防災計画において指定避難所等に指定されているため災害対策基本法
(昭和36年法律第223号)に規定する地震、暴風、洪水、その他の災害(以下、「災害」と
いう。)が発生した時は、市の依頼により避難所の開設及び運営に応じること。
- 2 災害が発生した時は、鶉飼伝承館及び周辺の状態を把握し市に報告すること。
- 3 災害が発生した時は、鶉飼伝承館の管理保全に努めるとともに、被害の拡大防止に努めること。

⑦環境への配慮について

省エネルギー、リサイクルに配慮した環境にやさしい運営に努めてください。

(3)業務の推進体制

①勤務形態

各職員の勤務形態は、全体の業務に支障が生じないような勤務時間を設定するとともに、利用者の要望に応えられるものとする。

②人員体制

(ア)各業務を適切に遂行するため、必要な人員を配置すること。

(イ)統括管理責任者(館長)は、以下の条件を満たす者を配置すること。

- a. 本施設の管理運営に必要な知識・経験・力量を有する者
- b. 広報活動や誘客対策等、施設の知名度を向上させる手腕を有する者
- c. 持続可能な運営を図っていく観光拠点施設として、事業の拡大に繋がる営業力、スピード感ある行動力等、企業体としての経営手腕を有する者

(ウ)大学(大学院)において、民俗学等に関する学科を専攻し卒業した者で、博物館法に基づく学芸員資格を有する者を配置すること。

(エ)施設及び設備の管理担当者は当該業務に精通した者を配置すること。

(オ)消防法に基づく甲種防火管理者の資格を有する者を配置すること。また、本施設の管理運営業務に関わる法令、条例等で求められる資格を有する者を配置し、その従事者に対して専門的な知識や技能の向上等の人材研修を行うこと。

(4)業務の範囲

指定管理者は管理運営の方針を踏まえ、条例第4条及び第8条に定める以下の業務(以下「指定管理業務」という。)を実施します。

①経営管理業務

- ・事業計画書の作成
- ・事業報告書の作成
- ・セルフモニタリング及び自己評価
- ・市及び関係機関等との連絡調整
- ・指定期間終了等にあたっての引継業務
- ・その他

②施設運営業務

指定管理者が別途定める利用料金規定(条例第13条第2項に定める額の範囲内で市長の承認を得て決定する利用料金や納付方法の詳細を定めるもの)等に従い、以下の業務を実施します。

- ・常設展示室、特別展示室等運営業務
- ・利用料金の収受に関する業務
- ・使用管理に関する業務
- ・パンフレットやホームページの作成等の広報・宣伝業務
- ・キャッシュレス決済に関する業務

本市では、住民サービス向上の観点、窓口の事務効率化、更には、来るべき行政のデジタル化の推進のため、令和3年度より、キャッシュレス決済の導入を進めておりますので、可能な限り、キャッシュレス決済に係る提案をしてください。

なお、本市のキャッシュレス決済サービスで取り扱うブランドは以下のとおりとなります。

クレジットカード	「VISA」、「MasterCard」
電子マネー	「TOICA」、「manaca」、「Suica」、「PASMO」、「SUGOCA」、「nimoca」、「ICOCA」、「はやかけん」、「kitaca」
QRコード決済	「PayPay」、「d払い」、「auPAY」、「LINEPay」、「メルペイ」、「WeChatPay」、「ALipay」

- ・その他の運営業務

③施設及び設備の維持管理業務

施設をより良い状態に保つために以下の業務を実施します。（「仕様書」参照。）

- ・施設及び設備等の管理
- ・施設内の清掃業務
- ・施設及び設備の保守点検業務
- ・外構・植栽管理業務
- ・警備業務
- ・通行車両の安全誘導業務
- ・鶺鴒の飼育業務
- ・施設及び設備等の修繕
- ・施設に必要な消耗品の購入
- ・その他（非常時の対応等）

※その他募集要項、仕様書、協定書に定めがあるもの以外に不測の事態が発生したときは双方の協議によるものとします。

④指定事業

施設の設置目的を最大限に発揮するために、市の指示により行う事業

⑤長良川鶺鴒文化応援団の事務局運営

“ぎふ長良川の鶺鴒”のユネスコ無形文化遺産登録に向けて設立した団体の事務局運営業務

(5) 権利義務の譲渡の禁止

指定管理者は、権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供することはできません。

(6) 業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部、又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。

その他一部の業務の再委託については、事前に市の承認を得なければなりません。また、再委託にあたっては競争原理や透明性の確保などを図ってください。

(7) 自主事業(指定管理者の費用負担による業務)の実施

民間の持つノウハウ、企画力を最大限活用し、施設の設置目的を達成するとともに、採算性・効率性も考慮した魅力のある独創的な事業を、以下の項目ごと（(ア)から(カ)）に提案してください。（(ア)から(カ)の自主事業の実施は必須事項とします（詳細は、仕様書をご参照ください）。

事業にかかる経費は市の負担ではなく、指定管理者の経費負担で事業を実施していただきますが、そこから発生する全ての収入についても指定管理者の収入とします。ただし、損失が発生した場合、市はこれを補填しません。

(ウ)から(カ)の自主事業は、指定管理者に施設の優先的な使用を認めるものではなく、指定管理者による施設使用及び目的外使用は一般利用者と同等となりますので、長期にわたり独占的に使用するような提案は避けてください。

(ア) 飲食スペースの運営

(イ) 物販スペースの運営

(ウ) 付加価値を追加した鶺鴒の実演

(エ) 付加価値を追加した鶺鴒の説明

(オ) 四阿（あずまや）等を活用した事業

(カ) その他の自主事業

(8) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。

これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

(負担者側に ○)

No.	種類	リスクの内容	負担者	
			市	指定管理者
1	指定管理（管理主体）への円滑な移行（引継ぎ）	指定管理者の責めに帰すべき事由により円滑な移行ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
3	管理運営の中断・中止等	市の指示によるもの	○	
		指定管理者の事業放棄又は破綻		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等（岐阜市が取得するもの）	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	事業条件変更以外の要因による管理運営費の増大		○
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変更	利用者数の変動等の需要変動		○
		インフレ、デフレ及び公共料金の変動		○
		上記以外で実施条件を超える需要変動	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等施設所有者の責めに帰すべき事由による場合	○	
		上記以外の場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害（騒音、振動、臭気等）		○

施設の保守管理、安全点検、衛生管理、修繕は指定管理者の責任とします。

事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断しますが、第一次的責任は指定管理者が有するものとし、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに市に報告しなければならないものとします。

上記の No.11 の「利用者への対応」について、本市は全ての指定管理者を賠償責任保険の被保険者とみなした、下記の「市民総合賠償補償保険（全国市長会）」に加入しているため、指定管理者は新たに保険加入する必要はありません。但し、指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の対象と

ならない損害を補償対象とする必要があると判断する場合や、同保険による補償額以上の補償を確保する必要があると判断する場合は、指定管理者は別途、自らの負担で保険に加入してください。

<市民総合賠償補償保険>

種類	賠償責任保険	補償保険
保険金額	身体賠償 1名につき3000万円 1事故につき3億円 財物賠償 1事故につき1000万円	死亡補償保険金 500万円 後遺障害補償保険 20万～500万円 入院補償 1日から適用 通院補償 6日から適用
対象範囲	施設の瑕疵や事業の過失	市が主催・共催した事業での事故を対象

※但し、市の許可を得ずに指定管理者が行う事業については、保険の対象となりません。

※補償保険については、指定管理者は被保険者と認められていません。市が主催・共催した事業での事故を対象に、市を被保険者として補償されるものです。

(9) 指定の取消し等

市は、指定管理者が以下のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

- ・関係法令、条例、規則又は協定書に基づく市の指示に従わないとき。
 - ・関係法令、条例、規則又は協定書に違反したとき。
 - ・募集要項の応募資格に不適合となったとき。
 - ・経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- このことにより生じた損害の賠償を、市は指定管理者に対し命ずることができます。

(10) モニタリングの実施

① モニタリング

市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。

さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

(ア) 事業報告

事業報告書を作成し、定期的に提出していただきます。また、必要に応じて報告書を提出していただくことがあります。

(イ) 状況確認

市は、随時指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

(ウ) 経営状況の把握

市は、指定管理者の直近の経営状況を把握するため、必要に応じて、貸借対照表、損益計算書などの書類を提出していただくことがあります。

(エ) 評価

鵜飼伝承館の管理運営状況についての評価を行うこととし、評価結果を市のホームページ等にて公表します。

② 施設利用者のニーズ等の把握

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケートの実施等により、施設利用者の要望・意見・苦情等を把握し、その結果及び業務改善への反映状況について市に報告していただきます。

③帳簿類等の提出要求

監査委員等が岐阜市の事務を監査するために必要があると認める場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出していただく等協力を求める場合があります。

(11)業務を実施するにあたっての留意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施してください。

- ①地方自治法、条例及び規則の内容を十分に理解し、法令の規定に基づいて運営してください。
- ②公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないでください。
- ③市と連携を図った運営を行ってください。
- ④指定管理者が施設の管理運営にかかる各種規程・要綱等を作成する場合は、市と協議してください。
- ⑤鶴飼伝承館を活用して、市が広告事業を実施することがあります。
- ⑥指定管理者には、鶴飼伝承館に設置する「ぎふ・まちなかレンタサイクル」のレンタサイクルポートの運営管理を行っていただくことがあります。
- ⑦この募集要項、仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じた場合は、市と協議し決定してください。

7 指定管理に関する経費（負担区分等の詳細は別添の「仕様書」を参照）

指定管理者は、指定期間中会計年度ごとに市が支払う委託料と指定管理者の収入となる利用料金により、上記の管理基準及び業務の範囲に定める全ての管理運営を実施します。

(1)委託料について

利用料金収入見込額と委託料の合計額は、以下の金額を想定しております。なお、令和5年度と令和8年度は、特殊建築物に関する点検業務があります。（消費税及び地方消費税（10%）を含む）

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計額 (千円・税込)	127,651	127,840	127,651	127,651	127,840

ただし、委託料の上限額については、以下のとおりとします。（消費税及び地方消費税（10%）を含む）

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
委託料 (千円・税込)	96,708	96,897	96,708	96,708	96,897

設計内訳

(単位：千円)

		令和4,6,7年度	令和5,8年度	
収入	利用料金収入	展示室	20,166	20,166
		会議室	286	286
		多目的スペース	3,819	3,819
		駐車場	6,477	6,477
		備品等	195	195
	委託料	指定管理料	96,708	96,897
		合計	127,651	127,840

支出	管理経費	外注費	30,146	30,335
		人件費	56,785	56,785
		事務費	2,581	2,581
		修繕費	2,541	2,541
		消耗品費	521	521
		賃借料	1,166	1,166
		旅費	150	150
		手数料	339	339
		保険料	497	497
		指定事業費	5,688	5,688
		事業費	2,825	2,825
		鵜飼養管理業務	763	763
		光熱水費（電気料金）	6,133	6,133
		光熱水費（ガス料金）	2,423	2,423
		光熱水費（上下水道料金）	2,244	2,244
		燃料費	65	65
		広告宣伝費	7,638	7,638
		租税公課費	5,146	5,146
	合計	127,651	127,840	

※消費税及び地方消費税
(10%) 含む

(2) 委託料の支払い

市は、以下の対象経費から、利用料金収入見込額を差し引いた額を委託料として別途締結する協定に基づき指定管理者に支払います。支払い時期や支払い方法については協定書により定めます。

なお、指定期間中の各年度の委託料は応募者の提案した委託料とし、法の改正や災害等特別の場合を除いて、原則指定期間中は増額しません。

※本施設は電力入札等によって経費削減が期待できる高圧電力施設です。電気料金の積算にあたっては、応募者が入札等を実施した場合の予定額をふまえて提案してください。なお、供給電気方式や予定使用電力量については、別紙「岐阜市長良川鵜飼伝承館電気需給仕様書」等を参照してください。

本事業では利用料金制度を採用することとし、利用料金は指定管理者の収入とします。

【対象経費】

- ・ 経営管理業務に関する経費
- ・ 施設運営に関する経費
- ・ 施設及び設備の維持管理業務に関する経費
- ・ 指定事業の実施に関する経費
- ・ 長良川鵜飼文化応援団事務局運営に関する経費（人件費）

(3) 委託料・利用料金の精算（取扱い）

当初収支予算の委託料・利用料金の精算（取扱い）については、下記のとおりです。

- ・ 経費の節減等により生み出された剰余金については、原則として返還を求めません。
- ・ 利用料金収入の減少等、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則としてこれを補填しません。
- ・ 委託料の算定基礎である当初収支予算に対し、収支決算において利益が生じた場合、利益の20%を市に納入していただきます。この精算は、翌年度、年次事業報告書が提出された後に行

います。

(4) 管理口座・区分経理

- ・指定管理業務にかかる経理は、専用の口座で管理してください。
- ・また、指定管理業務に係る経理、自主事業に係る経理及びその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

(5) 納税義務について

指定管理者は、①法人等にかかる市民税、②事業を行う者にかかる事業所税、③新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税（償却資産）等の納税義務者となる可能性がありますので、①及び②については、岐阜市役所市民税課、③については岐阜市役所資産税課にお問い合わせください。

また、収支予算の内容により事業所税の対象となりますのでご注意ください。課税対象となる場合は、委託料に含むものとします。

事業所税については、決算時点で課税、非課税の判定を行うこととなりますので、非課税となった場合の事業所税分については返納していただきます。また、実際にかかった金額が当初の予算額を下回った場合は、その差額を返納していただきます。

なお、法人税、消費税等の国税については税務署、法人等にかかる県民税・事業所税等の県税については、県税事務所へお問い合わせください。

8 指定管理者の審査・選定の方法

(1) 基本的な考え方

公の施設（以下、「施設」という。）は、住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利用に供するために普通地方公共団体が設けるものです。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、コストの節減等を図ることを目的とするものです。

そこで、指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり審査方法を定めます。

(2) 審査方法

提出された申請書の審査については、応募資格等に該当するかどうかを審査する第1次審査と、第1次審査を通過した応募者について、必要に応じてヒアリング、プレゼンテーション等により事業計画書等の内容を審査する第2次審査を行います。指定管理者候補者の選定後、議会の議決を経て市長が指定管理者を決定することとなります。

また、候補者は次点まで選定します。ただし、指定管理者として相応しいことが条件となります。次点候補者としての効力は選定結果を通知した日から1年間とし、選定結果通知を行った日から指定議案の議会の議決が得られるまでの期間に不測の事態が発生した場合、改めて選定委員会の審査を経ることなく、次点候補者は指定管理者候補者となります。さらに、指定議案の議会の議決が得られた日から、次点候補者に選定結果を通知した日以後、1年を経過した日までの期間に不測の事態が発生した場合、非公募で次点候補者を認定し、改めて選定委員会を開催し指定管理者候補者としての適否を審査します。

審査は、選定委員会（以下「委員会」という。）において非公開で行います。

なお、応募者と選定委員との利害関係を確認するため、第2次審査前に「委員との利害関係に関する申出書」を提出していただきます。

(3) 審査結果

審査結果及び選定・不選定の理由は、後日応募団体へ通知します。

また、審査結果は、市ホームページ等で公表します。

但し、選外であった応募団体は、団体名は公表しません。

(4) 選定方式

① 第1次審査（資格審査及び書類審査）

次の審査項目について事務局で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。

また、審査項目10の『「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと』の審査については、「役員名簿及び同意書（様式第8号）」に基づき、照会することがあります。

報告に基づき委員会において審査を行い、不適合なものは失格とします。

審 査 項 目	
1	個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
2	過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取消しを受けていないこと。
3	応募資格に記載する管理運営に必要な免許・資格を有していること。
4	地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。
5	市県民税、法人税、消費税、地方消費税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税の滞納がない団体であること。
6	会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
7	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
8	破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
9	市と容易にかつ緊密に連携しながら、緊急時の速やかな対応等が可能な団体で、地域の実情や岐阜市民をはじめとする利用者ニーズに対するサービス提供に精通している団体であること。
10	「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第4条に規定する排除措置の対象でないこと。
11	募集要項、仕様書の内容を満たしていること。

※第1次審査時点以降、上記審査項目の不適合に該当した場合は、応募者もしくは指定管理者としての資格を喪失するものとします。

② 第2次審査（提案内容等の審査）

第1次審査を通過した応募者について、「公平性・透明性」、「効果性」、「効率性」、「安定性・安全性」、「貢献性」の観点から、必要に応じヒアリング、プレゼンテーション等によりその提案内容等を審査するものです。

選定基準及び評価項目については次のとおりとし、採点は200点を満点とし、合計点と評価項目ごとの採点結果による総合評価により選定します。

ただし、採点の結果が配点合計の6割未満の場合は指定管理者の候補者として選定しないこととします。

なお、総合評価は各委員の採点結果をもとに、全委員の協議により行います。

＜選定基準及び評価項目及び配点＞

区分	配点	選定基準	評価項目
公平性 透明性	20	住民の平等 利用が確保 されること	『住民の平等利用が確保されること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢等）
			平等利用を確保するための体制、モニタリング等
			情報公開、広報の方策
			その他応募者の提案によるもの
効果性	65	事業計画書 の内容が、対 象施設の効 用（設置目 的）を最大限 発揮するも のであるこ と	『事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢等）
			既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容
			指定事業の内容(件数、効果性、斬新性等)
			自主事業の内容(件数、効果性、斬新性等)
			利用者ニーズ、苦情等の把握方法及び対応方策等
			利用者に対するサービス向上の方策
			利用促進、利用者増の方策
			サービスの質を確保するための体制、モニタリング等
			施設の効用（設置目的）を最大限発揮できるスタッフの配置
			キャッシュレス決済に関する提案
その他応募者の提案によるもの			
効率性	45	事業計画書 の内容が、管 理経費の縮 減が図られ るものであ ること	『事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢等）
			指定管理経費の設定額
			電気料金の設定額
			指定管理経費及び収支計画の妥当性(サービスとコストのバランス等)
			利用料金設定の妥当性
			管理経費縮減の具体的方策
			スタッフ配置の妥当性（無理はないか）
			収入の増加を図るための方策
その他応募者の提案によるもの			
安定性 安全性	35	事業計画書 に沿った管 理を安定し て行う物的 能力、人的能 力を有して いること	『事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢等）
			当該公の施設に類似あるいは関連する事業、業務等の実績
			経営基盤の安定性
			組織及びスタッフ（採用予定者も含む）の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識など、またスタッフの管理、監督体制、人材育成の方策

			リスクへの対応方策・能力（利用者の安全確保策、非常時の対応マニュアル、損害賠償能力など）
			コンソーシアムで応募する場合、コンソーシアムの安定性、また役割分担及びリスク分担等の確実性および妥当性 その他応募者の提案によるもの
貢献性	35	事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域の振興、活性化等に貢献できるものであること	『事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域（以下「地元」という。）の振興、活性化等に貢献できるものであること』に対する基本的な考え方（理解度、取組姿勢等）
			地元の市民団体、NPO 法人等との連携
			地元の住民、高齢者、障がい者等の雇用
			地元での資材等の調達
			地元での社会活動等への参加
			その他地元への貢献に関すること
			その他応募者の提案によるもの
合計	200		

●総合評価

審査結果	審査内容（選定・不選定の理由等）

9 協定書の締結

市議会の指定議案の議決後、市と指定管理者との協議に基づき、管理運営業務実施にあたっての細目事項や委託料についての協定書を締結します。

また、著しい経営環境の変化や、協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。

なお、指定管理者がコンソーシアムとなった場合は、協定書の締結時に構成員全員の同意書を提出していただきます。

10 指定までのスケジュール

(1) 募集要項等の公表・配布

令和3年7月1日(木)～

(2) 説明会・現地見学会の開催

開催日時：令和3年7月14日(水)午後2時から午後5時まで

集合場所：岐阜市長良川鶴飼伝承館（長良川うかいミュージアム）

申込方法：参加を希望する場合は、「岐阜市長良川鶴飼伝承館指定管理者応募説明会参加申込書（様式第6号）」に必要事項を記入し、持参又は郵送、電子メールのいずれかで、下記提出先へ令和3年7月12日(月)午後5時(必着)までにお申込下さい。参加人数は、各団体2名以内とします。

なお、申請書類の提出を行う場合は、できるだけこの説明会に出席してください。

また、参加希望者多数の場合は、当方で日程、時間等を調整させていただく場合があります。

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| (3) 質問受付期間 | 令和3年7月20日(火)～令和3年7月29日(木) |
| (4) 申請書受付期間 | 令和3年7月20日(火)～令和3年8月19日(木) |
| (5) 第1次審査（資格審査等） | 令和3年9月上旬～令和3年9月中旬 |
| (6) 第2次審査（提案内容等の審査） | 令和3年9月下旬～令和3年10月中旬 |
| (7) 選定結果の通知・公表 | 令和3年11月中旬頃 |
| (8) 市議会へ指定議案・債務負担行為予算案を提出 | 令和3年11月下旬頃 |
| (9) 指定の通知 | 令和3年12月下旬頃 |
| (10) 協定書の締結 | 令和4年1月頃 |
| (11) 事務引継・トレーニング | 令和4年1月頃～3月頃 |

1.1 応募手続等

(1) 申請書類等の提出方法等

市のホームページ、または岐阜市役所10階ぎふ魅力づくり推進部観光コンベンション課で書類を入手し、観光コンベンション課へ直接持参いただくか又は記録が残る送付方法（簡易書留等）でご提出ください（提出期間内必着。FAX、電子メール等による送付、受付はいたしません）。

応募に要する経費は全て応募者の負担となります。

応募者から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、申請書受付期間内は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費等の根幹に関わる内容の変更は認めません。

(2) 提出書類

提出書類：別紙「提出書類一覧」及び「様式」のとおり

※応募により知り得た個人情報は、審査項目を確認する以外の目的では一切使用しません。

※事業所税は、実際にかかった金額が当初の予算額を下回った場合、その差額を返納していただきますので、租税公課として予算計上した事業所税を明示してください。

(3) 質問の受付

質問は下記提出先まで持参又は郵送、電子メールのいずれかで、期間内に提出（郵送の場合は必着）してください。受付期間外の提出及び不適正な照会（口頭、電話等）には回答いたしません。なお、コンソーシアムで応募する場合は、代表構成員がとりまとめのうえ、質疑を行うようにしてください。

質問及び回答は市のホームページ及び観光コンベンション課で公表するとともに、当該回答をもって募集要項等の追加又は修正とみなします。

(4) 応募に関する留意事項

① 働きかけの禁止

選定委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本件提案についての不当な接触を禁じます。働きかけの事実が認められた場合、失格とします。

「働きかけ」の基準、判断手順は「岐阜市指定管理者制度基本方針」のとおりとします。

②虚偽の記載をした場合の取り扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

③応募書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

④応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

⑤提出書類の著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

⑥追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

⑦情報公開制度の対象

応募者が提出した書類等は岐阜市情報公開条例（昭和60年6月20日岐阜市条例第28号）第2条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。

⑧資料等の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の下承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

12 問い合わせ先及び書類の提出先

岐阜市役所ぎふ魅力づくり推進部 観光コンベンション課 施設振興係 （担当：渡邊）

〒500-8701

岐阜市司町40番地1（岐阜市役所10階）

電話：058-214-2103（直通）

F A X：058-214-2440

E-mail：kankou@city.gifu.gifu.jp

[別 紙]

「提出書類一覧」及び「様式」

様 式	提出書類	提出部数	備 考
様式第1号	岐阜市長良川鶉飼伝承館指定管理者指定申請書	正本1部 副本10部	
様式第2号	法人等概要書	正本1部 副本10部	単体法人の場合
様式第3号 の1	岐阜市長良川鶉飼伝承館指定管理業務コンソーシアム 構成員表	正本1部 副本10部	コンソーシアムの場合
様式第3号 の2	コンソーシアム構成員概要書	正本1部 副本10部	コンソーシアムの場合
様式第3号 の3	岐阜市長良川鶉飼伝承館指定管理業務コンソーシアム 協定書	正本1部	コンソーシアムの場合
様式第3号 の4	委任状	正本1部	コンソーシアムの場合
	定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類	正本1部 副本10部	コンソーシアムの場合 は構成員すべて
	法人登記簿謄本	正本1部 副本10部	コンソーシアムの場合 は構成員すべて
	市県民税・法人税・消費税・地方消費税・固定資産税・ 都市計画税・特別土地保有税及び事業所税の各納税証明 書。直近の3か年分	正本1部	コンソーシアムの場合 は構成員すべて
	会社概要・財務諸表。直近の3か年分	正本1部 副本10部	コンソーシアムの場合 は構成員すべて
	甲種防火管理者、学芸員資格を証するもの（写し）	正本1部	コンソーシアムの場合 は構成員のいずれか
様式第4号	岐阜市長良川鶉飼伝承館指定管理者指定申請にかかる 誓約書	正本1部	コンソーシアムの場合 は構成員すべて
様式第5号	事業計画書	正本1部 副本10部	枚数はA4片面20枚（A3 の場合は10枚）以内と します。但し、表紙・目 次は含みません。
	利用料金等設定書	正本1部 副本10部	様式は定めませんが、各 金額の設定理由は必ず 示してください。 枚数はA4片面10枚（A3 の場合は5枚）以内と します。但し、表紙・目 次は含みません。
	収支予算書	正本1部 副本10部	様式は定めませんが、項 目（費目）ごとに算定根 拠を示し、千円単位で作 成してください。 年度ごとに、5年分作成 してください。 枚数は初年度はA4片面 10枚（A3の場合は5枚） 以内、2年目以降は年度 ごとにA4片面4枚（A3 の場合は2枚）以内と します。但し、表紙・目 次は含みません。
	企画提案事業にかかる事業概要書・収支予算書	正本1部 副本10部	様式は定めませんが、募 集要項等に基づき具体 的な形で事業概要を示 してください。

			<p>収支予算書は、項目（費目）ごとに算定根拠を示し、千円単位で作成してください。</p> <p>枚数は、1 企画につき事業概要書と収支予算書を合わせて A4 片面 4 枚（A3 の場合は 2 枚）以内とします。但し、表紙・目次は含みません。</p>
様式第 6 号	岐阜市長良川鵜飼伝承館指定管理者応募説明会参加申込書	正本 1 部	
様式第 7 号	岐阜市長良川鵜飼伝承館指定管理者の応募に関する質問書		
様式第 8 号	役員名簿及び同意書	正本 1 部	コンソーシアムの場合は構成員すべて
様式第 9 号	辞退届	正本 1 部 副本 10 部	

岐阜市長良川鶉飼伝承館指定管理者指定申請書

(あて先) 岐 阜 市 長

令和 年 月 日

団体所在地

団 体 名

代 表 者 名

岐阜市長良川鶉飼伝承館の管理運営業務について指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 提出書類

- (1) 定款、規約又はこれらに類する書類の写し
- (2) 鶉飼伝承館の管理に関する収支予算書
- (3) 事業計画書
- (4) 団体の概要及び活動状況を記した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 担当者連絡先

法人等概要書

名 称	
代表者名	
所在地	
設立年月日	
資本金	
売上高	
従業員数	
業務内容	
団体の特色	

様式第3号の1

岐阜市長良川鵜飼伝承館指定管理業務コンソーシアム構成員表

構成区分	所在地、商号又は名称、代表者氏名及び電話番号
代表構成員	所在地 商号又は名称 代表者名 電話番号
構成員	所在地 商号又は名称 代表者名 電話番号

※必要に応じて追加してください。

コンソーシアム構成員概要書

名 称	
代表者名	
所在地	
設立年月日	
資本金	
売上高	
従業員数	
業務内容	
団体の特色	

※必要に応じて追加し、構成員それぞれについてお書きください。

様式第3号の3

岐阜市長良川鵜飼伝承館指定管理業務コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 当コンソーシアムは、岐阜市長良川鵜飼伝承館の指定管理業務（以下、「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当コンソーシアムは、岐阜市長良川鵜飼伝承館指定管理業務コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 コンソーシアムは、（所在地、商号又は名称を明記）内に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 コンソーシアムは、本協定書締結日に成立し、当該業務の指定管理期間終了後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。
2 当該業務の指定管理者の指定を受けられなかったときは、コンソーシアムは、前項の規定に関わらず解散することができるものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

代表構成員	所在地 商号又は名称 代表者名
-------	-----------------------

構成員	所在地 商号又は名称 代表者名
-----	-----------------------

(代表者の名称)

第6条 コンソーシアムは、△△△（商号又は名称を明記）を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 コンソーシアムの代表者は、当該業務の履行に関し、コンソーシアムを代表して、岐阜市及び監督官庁等と折衝する権限、指定管理者申請関係書類の作成及び提出、岐阜市と当該業務に係る協定書の締結、当該業務に係る指定管理料（委託料）の請求及び受領、共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の責任)

第8条 各構成員は、当該業務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第9条 本協定書に基づく権利義務は、第三者に譲渡することはできない。

(業務履行途中における構成員の脱退に対する措置)

第 10 条 構成員は、コンソーシアムが当該業務を完了する日までは脱退することができない。

2 前項の規定に関わらず構成員が当該業務の履行途中において、指定管理者の応募資格要件を欠き脱退した場合においては、残存構成員が当該業務を完了する。

(業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 11 条 構成員のうちいずれかが、業務履行途中において破産又は解散した場合においては、前条第 2 項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 12 条 コンソーシアムが解散した後においても、当該業務につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 13 条 この協定書に定めのない事項については、構成員全員の協議によるものとする。

×××(構成員の商号又は名称を明記)は、以上のとおり岐阜市長良川鵜飼伝承館指定管理業務コンソーシアム協定を締結したことを証するため、本協定書△通を作成し、当事者記名押印して各自その 1 通を保有するほか岐阜市に 1 通提出するものとする。

令和 年 月 日

岐阜市長良川鵜飼伝承館指定管理業務コンソーシアム

代表構成員 所在地
商号又は名称
代表者名 印

構成員 所在地
商号又は名称
代表者名 印

委任状

令和 年 月 日

岐阜市長

コンソーシアムの名称

委任者 所在地

商号又は名称

代表者名

印

私は、下記のコンソーシアム代表者を代理人と定め、当コンソーシアムが存続する間、下記事項の権限を委任します。

受任者

下記事項について受任することを承諾します。

コンソーシアムの代表者

所在地

商号又は名称

代表者名

委任事項

- 1 岐阜市長良川鵜飼伝承館の指定管理業務に係る岐阜市及び監督官庁等との折衝
- 2 岐阜市長良川鵜飼伝承館の指定管理業務に係る指定管理者申請関係書類の作成及び提出
- 3 岐阜市と岐阜市長良川鵜飼伝承館の指定管理業務に係る協定書の締結
- 4 岐阜市長良川鵜飼伝承館の指定管理業務に係る指定管理料（委託料）の請求及び受領
- 5 コンソーシアムに属する財産の管理

様式第 4 号

岐阜市長良川鶺飼伝承館指定管理者指定申請にかかる誓約書

岐阜市長良川鶺飼伝承館の指定管理者指定申請を行うにあたり、下記の事項及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

また、後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合には、いかなる措置を受けましても異存のないことを誓約します。

記

- 1 過去 2 年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市もしくは他の地方公共団体から地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により指定管理者の指定の取り消しを受けていないこと。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）及び岐阜市競争入札参加資格停止措置要領の措置要件に該当しない団体であること。
- 3 会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体でないこと。
- 4 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- 5 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている団体及びその開始決定がされている団体（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- 6 「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」の第 4 条に規定する排除措置の対象でないこと。
- 7 市税等の滞納がない団体であること。

令和 年 月 日

(あて先)岐阜市長

団体名

団体所在地

代表者氏名

印

事業計画書

団体名

施設名：岐阜市長良川鶉飼伝承館

以下のすべての項目について、具体的に記入をお願いします。

区分	項目	特に記載して欲しい内容
1. 公平性・透明性に対する取り組み	(1) 公平性・透明性	①住民の平等な利用を確保することに対する基本的な考え方 ②上記に対する具体的な取り組み ③平等な利用を確保するための体制作りとそのモニタリングの方法 ④情報公開や広報の仕方に対する具体的な施策 等
2. 施設の設置目的を最大限発揮するための取り組み	(1) 効果性	①施設の効用を最大限発揮するための基本的な考え方 ②上記に対する具体的な取り組み ③指定事業の内容 ④自主事業の内容 ⑤利用者ニーズの把握の仕方 ⑥苦情処理への対応について ⑦施設の利用促進・サービス向上のための具体的な施策 ⑧サービスを維持・向上させるためのモニタリングの方法 等
3. 収支予算について	(1) 収入予算	①来館者目標の設定とその考え方 ②利用料金の設定額に対する考え方 ③収入を増加させるための具体的な施策 等
	(2) 支出予算	①経費に対する基本的な考え方 ②経費を縮減させるための具体的な施策 (例えば、費用毎に数字で示す等個別具体的に) ③委託料(指定管理料)の設定に対する考え方 ④事業者のノウハウが活かされる、施設の維持管理に対する取り組み方 等

4. 組織体制と施設管理について	(1) 組織体制	①施設の責任者及び職員の配置 (担当業務の経験年数等もわかる範囲で記入してください) ②館長について ③職員(氏名・経歴) ④職員の管理・監督体制 ⑤学芸員について ⑥グループ間での連携の仕方について (コンソーシアムの場合) 等
	(2) 職員の勤務体制	①勤務時間について ②ローテーションに対する考え方 ③勤務職員の人材育成等の方法について 等
	(3) 緊急時の対応	①緊急事態への基本的な考え方 ②甲種防火管理者の資格 ③緊急連絡体制、非常時の対応マニュアル等 ④損害賠償能力について 等
	(4) 施設管理	①施設管理への基本的な考え方 ②施設管理を安定して行うための具体的な施策 ③環境に配慮した取り組み 等
5. 地域振興及び活性化への取り組み	(1) 地域振興	①地域振興に対する基本的な考え方 ②地元市民団体、NPO法人との連携 ③地元の事業者やその他団体との協働(一部業務の再委託等) 等
	(2) 地域の活性化	①地域の活性化に対する基本的な考え方 ②地域の社会活動への積極的な参加 ③地域間交流及び地域活性化を促進するイベント・コンベンション開催誘致等、具体的な営業活動のあり方 等

6. その他、アピールしたい企画や事項がありましたら、自由にご記入ください。

様式第6号

岐阜市長良川鶺鴒伝承館指定管理者応募説明会参加申込書

7月14日（水）開催の説明会に参加したく申し込みます。

（あて先） 岐 阜 市 長

令和 年 月 日

団体所在地

団 体 名

代表者氏名

参 加 者 氏 名	連 絡 先

担当：観光コンベンション課
電話：058-214-2103（直通）

岐阜市長良川鶉飼伝承館 指定管理者の応募に関する質問書

(あて先) 岐 阜 市 長

令和 年 月 日

団体所在地
 団 体 名
 電話・FAX
 メールアドレス
 代表者氏名

質問者名		質問者の 連絡先	
質問の内容			
回 答			

※質問1件につき1枚としてください。

担当：観光コンベンション課
 電話：058-214-2103 (直通)

様式第9号

辞 退 届

(あて先) 岐 阜 市 長

令和 年 月 日

団体所在地

団 体 名

代 表 者 名

「岐阜市長良川鶺鴒伝承館」の指定管理者の応募を辞退します。

担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-Mail アドレス	